

○鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例

平成16年10月19日

鳥取市条例第212号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 中山間地域の活性化及びうるおいと活力のある地域農業の振興を図るため、鳥取市かちべ伝承館（以下「かちべ伝承館」という。）を鳥取市青谷町鳴瀧に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 かちべ伝承館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にかちべ伝承館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) かちべ伝承館の利用に関する業務
- (2) かちべ伝承館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、かちべ伝承館の管理上又は衛生上市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第5条 かちべ伝承館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、かち

べ伝承館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(利用の許可の基準)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、かちべ伝承館の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、かちべ伝承館の管理上又は衛生上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(利用料金)

第7条 かちべ伝承館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 かちべ伝承館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、かちべ伝承館を許可に係る利用目的以外に利用し、若しくはその利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、かちべ伝承館の管理上又は衛生上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

第11条 かちべ伝承館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、かちべ伝承館の管理上又は衛生上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はかちべ伝承館からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 かちべ伝承館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第10条の規定に基づく利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第14条 利用者は、かちべ伝承館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に青谷町活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成10年青谷町条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第52号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第20条、第32条、第34条、第35条、第51条及び第52条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第7条から第9条まで、第11条及び第29条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料

等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第34条から第37条まで、第53条及び第54条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第8条、第9条、第11条及び第29条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占用等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

（本表…一部改正〔平成25年条例52号・31年3号・令和5年26号〕）

1 研修室等利用料

区分	金額（1時間につき）
研修室	410円
多目的研修室	410円
農村文化伝承室	410円

2 加工設備等利用料

加工区分	単位	金額
------	----	----

味噌加工	原料 1 5 キログラムにつき	1, 5 7 0 円
こうじ加工	原料 1 5 キログラムにつき	1, 0 4 0 円
豆腐加工	1 箱（2 4 丁）につき	2 5 0 円
ケチャップ加工	原料 1 キログラムにつき	8 0 円
ジャム加工	原料 1 キログラムにつき	8 0 円
ジュース類加工	原料 1 キログラムにつき	8 0 円
タレ加工	原料 1 キログラムにつき	8 0 円
製粉	原料 1 キログラムにつき	1 0 0 円
上記以外の加工	原料 1 キログラムにつき	3 1 0 円

○鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月29日

鳥取市規則第162号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第212号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日及び利用時間)

第2条 鳥取市かちべ伝承館（以下「かちべ伝承館」という。）の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 利用時間

ア 研修室等 午前8時30分から午後10時まで

イ 加工設備等 午前8時30分から午後5時まで

(利用料金の減免基準)

第3条 条例第8条に規定する利用料金の減免は、中山間地域の活性化又は特産物振興の推進に関する各種事業を行う場合で公益上特に必要と認めるときに行うことができる。

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第4条 かちべ伝承館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、かちべ伝承館の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。